船舶事故等調査報告書

平成２４年１２月２０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２神第４７号
事故等種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成２４年５月５日（土、祝日）　１７時１５分ごろ
発生場所	京都府舞鶴（まいづる）市舞鶴港北方沖 舞鶴市所在の博奕（ばくち）岬灯台から真方位０１１°５.８海里付近 （概位　北緯３５°３８.５′　東経１３５°２１.８′）
事故等調査の経過	平成２４年５月７日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　幸成（こうせい）丸、４.９３トン ２５１－１０５７７京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	舵軸が折損、プロペラ翼曲損
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、友人５人を同乗させ、釣りを終えて舞鶴港北方沖を舞鶴港に向けて帰航中、平成２４年５月５日１７時１５分ごろ、右舷方から横波を受け、傾斜した船体を立て直すために舵を右へ取ったところ、舵が右へ向いたまま戻らなくなり操舵不能となったので、エンジンを停止して海上保安庁へ救助を要請した。 本船は、巡視艇にえい航され、２０時５０分ごろ舞鶴港へ帰港した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　５、視界　良好 海象：波高　約０.５ｍ、うねり　北約２～２.５ｍ
その他の事項	本船は、本事故後の点検の結果、舵軸がフランジ上部で折損していたが、船体及び舵板への浮遊物の接触痕等はなかった。舵軸のフランジは、水平継手であった。 舵板は、下部の軸受で支えられた状態で残っていた。 舵軸の材質は、ステンレス製であり、直径約６０㎜であった。
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 本船は、舞鶴港北方沖を舞鶴港に向けて帰航中、舵軸が折損したことから、操舵ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、舵軸に何らかの力が働いたことにより折損したものと考えられるが、折損した状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本インシデントは、本船が、舞鶴港北方沖を舞鶴港に向けて帰航中、舵軸が折損したため、操舵ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に舵の整備を行い、舵軸の亀裂の有無等を点検すること。